

西宮市立中央病院事業の器械および備品に関する保管管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中央病院事業の器械および備品に関する保管管理について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、器械および備品とは次の各号に定める器械および備品をいう。

- (1) 西宮市病院事業会計規程第60条第1号に定める器械及び備品
- (2) 前号を除き評価価額または取得価額が1万円以上でその性質形状を変えることなく1年以上にわたり使用に耐える器械及び備品。
ただし、医療用に供するものは除く。

(管理)

第3条 管理責任者は、所管に属する器械および備品を常に良好な状態で維持管理しなければならない。

(管理責任者)

第4条 管理責任者は、西宮市立中央病院事務分掌規程第2条に準じ、次表第1欄に掲げる分課の区分について第2欄に掲げる者とする。

第 1 欄	第 2 欄
各診療科	各診療科の部長（部長をおかない診療科にあつては医長、 医長をおかない診療科にあつては副院長）
医療技術部	医療技術部技師長
各室 各センター	各室等の部長（部長をおかない室等にあつては医長）
薬 剤 部 看 護 部 事 務 局	薬剤部長 看護部長 各所属長

(2) 看護部にあつては、副看護部長を副管理責任者として置く。

(3) 上表のいずれの分課にも属さない器械および備品の管理責任者は総務課長とする。

(備付帳簿)

第5条 事務局長は、第2条第1号の器械および備品については固定資産台帳を、第2号の器械および備品については備品台帳を備えその出納を明らかにしなければならない。

2 管理責任者は、前項の器械および備品の保管票を備えその管理状況を明らかにしなければならない。

(表 示)

第6条 前条の器械及び備品には原則として番号票を貼付して保管しなければならない。

(管理換)

第7条 管理責任者は、第5条の器械および備品について、その有効活用を図るため、管理換をしようとするときは、器械および備品移管届を事務局長に提出しなければならない。

同一管理責任者における保管場所の移動についても同様とする。

(廃 棄)

第8条 管理責任者は、第2条第1号に定める器械および備品を廃棄するときは、器械および備品廃棄願を事務局長に提出し、その許可を得なければならない。

2 管理責任者は、第2条第2号の器械および備品を廃棄するときは、器械および備品廃棄届を事務局長に提出しなければならない。

(委 任)

第9条 この要綱に関する事務の総括は、別に定めるところにより総務課長が行うものとする。

付 則

この要綱は、昭和59年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成19年1月1日から実施する。

付 則 (西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程28条による改正付則)

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程 6 条による改正付則）
この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程 2 9 条による改正付則）
この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から実施する。

付 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。